



4. その他データの提供に当たって必要な事項

--

(備考)

1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
3. 国家戦略特別区域法施行規則第27条第15項に掲げる書類を添付する。